

パブリックコメントの結果概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（希少鳥獣の指定及び解除並びにそれに伴う狩猟鳥獣の見直し等）について、広く国民からの意見を募集するため、平成 24 年 11 月 19 日（月）から平成 24 年 12 月 18 日（火）までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は 6、のべ意見数は 6 であった。その内訳は以下のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	メール	F A X	郵 送	合 計
個 人	4	0	0	4
団 体	0	1	1	2
計	4	1	1	6

2. 意見概要とのべ意見数

①希少鳥獣の指定・希少鳥獣の指定の解除
意見なし

②ウズラに係る狩猟鳥獣の指定の解除・ウズラに係る捕獲等の禁止の解除
【件数：4件】

- ・ウズラの狩猟鳥獣の指定解除・ウズラの捕獲等の禁止の解除とも反対。ウズラを狩猟鳥獣として残したまま捕獲等の禁止を行う方が、今後モニタリングをする上でも狩猟者の目にとまりやすいと思われるため、狩猟鳥獣として残したまま、捕獲禁止としてほしい。
- ・なぜウズラだけ狩猟鳥獣の指定解除を行うのか。
- ・ウズラを狩猟鳥獣から解除し希少鳥獣に追加すること自体は反対ではないが、これらの措置を拙速に行わず、モニタリング手法が確立できていないこと等、保護管理のあり方を議論する期間を十分確保すべき。
- ・ウズラを狩猟鳥獣から外したことで生息動向に関する情報が入らなくなることがないように定期的なモニタリング調査を実施すべき。

③その他【件数：2件】

- ・狩猟鳥獣について、「1日にキジかヤマドリどちらか1羽まで」と基準の変更をお願いしたい。
- ・キジを狩猟の対象から外すべき。キジ以外に、問題を起こしているイノシシやシカなどを猟の対象にするべき。

<各意見への対応（案）>

（ウズラに係る狩猟鳥獣の指定の解除・ウズラに係る捕獲等の禁止の解除に関する意見について）

意見要旨	対応(案)
<p>ウズラの狩猟鳥獣の指定解除及びウズラの捕獲等の禁止の解除について反対。今後モニタリングをする上でも、現行通り狩猟鳥獣として捕獲等の禁止を行う方が、狩猟者の目に留まりやすいと思われる。</p>	<p>平成24年公表の環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種とされたことから、狩猟の対象から除外することもやむを得ないと考えています。 なお、ウズラのモニタリング手法の確立等については重要な課題と認識しており、手法確立のための調査や検討を行っているところです。</p>
<p>なぜウズラだけ狩猟鳥獣の指定解除を行うのか。</p>	<p>狩猟鳥獣のうち、平成24年公表の環境省レッドリストにおいて、ウズラのみが絶滅危惧種とされたことから、ウズラのみを狩猟の対象から除外することが妥当と考えたものです。</p>
<p>ウズラを狩猟鳥獣から解除し希少鳥獣に追加すること自体は反対ではないが、これらの措置を拙速に行わず、モニタリング手法が確立できていないこと等、保護管理のあり方を議論する期間を十分確保すべき。</p>	<p>ウズラのモニタリング手法の確立等については重要な課題と認識しており、手法確立のための調査や検討を行っているところです。 引き続き、このような調査検討を通じてウズラの適切な保護管理に努めます。</p>
<p>狩猟鳥獣から外したことでウズラの生息動向に関する情報が入らなくなることがないよう、定期的なモニタリング調査を実施すべき。</p>	<p>ウズラのモニタリング手法の確立等については重要な課題と認識しており、手法確立のための調査や検討を行っているところです。 定期的なモニタリング調査の実現に向けて、引き続きこれらの取組を進めます。</p>